1 1) 再生セラミック管 最終改正:R6.8.1

別表11 再生セラミック管

	項目	評 価 基 準 内 容
1	評価対象資材	再生資源を含有した一般下水道用と地中埋設ケーブル保護管の陶管又は一般下水
		道用ハイセラミック管を対象とする。
2	品質・性能	一般下水道用のものにあっては、「セラミックスリーブ管」(公益社団法人 日本
		下水道協会 認定適用資器材 Ⅱ類)の基準に適合していること。
		地中埋設ケーブル保護管にあっては、「JIS C 3653:2004 電力用ケーブルの地
		中埋設の施行方法 附属書2(多孔陶管)または附属書3(管路式電線路に使用す
		る管)」の基準に適合していること。
3	再生資源の	別表11-1に示す再生資源を、製品の重量比で20%以上含有しており、これ
	含有率	ら以外の再生資源を含有していないこと。
		ただし、この含有率以下であっても合理的な理由が明確に示される場合等には認
		定できる。
4	環境に対する	a. 原料および再生資源の原料として、特別管理(一般・産業)廃棄物を使用して
	安全性	いないこと。
		b. 原則として製品が、土壌汚染対策法施行規則第31条第1項及び第2項に定め
		る溶出量及び含有量における環境基準のうち、カドミウム、鉛、六価クロム、
		砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素における基準に適合していること。
		ただし、これら以外の懸念される物質の溶出、含有がある場合には、懸念され
		る物質の基準に適合していること。
⑤	品質管理	a. 品質性能に関する基準への適合状況の確認検査が適正になされていること。
		b. 環境安全性に関する確認検査が適正になされていること。
6	環境負荷	a. 再生資源を含有しない製品を使用した場合と比較したときの環境負荷低減への
		寄与の度合いについて、報告すること。
		b. 製品の使用等により環境負荷の増大が懸念される別表11-2に定める項目に
		ついて、製造者・販売者の状況を報告すること。

11)再生セラミック管 最終改正: R6.8.1

別表11-1 再生資源となるもの

再生資源の分類

採石および窯業廃土

無機珪砂 (キラ)

高炉スラグ

電気炉酸化スラグ

フェロニッケルスラグ

銅スラグ

キューポラスラグ

鋳物砂

陶磁器くず

石炭灰 (フライアッシュ)

廃プラスチック

建設汚泥を分級・脱水・洗浄した再生骨材

廃ゴム

廃ガラス

製紙スラッジ

アルミスラッジ

石材くず

一般廃棄物溶融スラグ

下水汚泥溶融スラグ

産業廃棄物溶融スラグ

上水道汚泥溶融スラグ

湖沼等の底泥溶融スラグ

下水道汚泥焼却灰

上水道汚泥焼却灰

湖沼等の底泥焼却灰

上水道汚泥

湖沼等の底泥

別表11-2 報告を求める環境負荷増大が懸念される項目

される項目

- 環境負荷の増大が懸念 ア. 製造段階で新材からの製造に比べ、エネルギー消費量の増大、地球温暖化 物質の増加、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出など環境 負荷が増大しないか。
 - イ. 新材に比べ運搬距離が著しく長くなり、エネルギー、地球温暖化物質など による環境負荷が増大しないか。
 - ウ. 施工時及び使用時に有害物質が溶出したり粉塵などとして排出される可能 性はないか。
 - エ. 廃棄時に新材からの製品に比べ処理困難物とならないか。埋め立てなどに より生態系の破壊を引き起こさないか。
 - オ. 再リサイクルは可能か。再リサイクルへの取り組みは実施しているか。
 - カ. 再リサイクルの段階において著しく環境負荷が増大しないか。